

## 氏名の読み仮名の届出手続（案）

船木孝和

## 第1. 要旨

## 1. 住民に対する通知と見做し規定

- ①. 今回の「氏名の読み仮名の届出」の収集が成功するためには、同届出を行わない住民に対する取り扱いが重要である。届出期間内に届出を行わない住民に対しては、「住民基本台帳に記載している読み仮名」（以下「住民票読み仮名」という）で戸籍に記載することを了承したものと見做すという制度が必要と思われる。

住民票読み仮名は、出生届・婚姻届・転入届等の各種届出書に氏名の「よみかた」欄をもうけ、住民票の事務処理において管理し活用している。この住民票読み仮名は、個々の住民の認識と一致している蓋然性が高いと考えられ、健康保険証の氏名のフリガナ等に用いられているもので、住民からの反発も少ないと考えられる。

- ②. しかし、例えば「珠理」という名前について、「じゅり」と記載すべきところを「じゆり」のように小文字部分が小文字に記載されている場合など不正確な点もある。前述のように、一定の届け出期間に届出を行わない住民に対して住民票読み仮名を了承したものと見做すのであれば、事前に住民に対して、「あなたの住民票読み仮名は〇〇と記載されています」と記載内容を告知したのちに一定期間経過するという制度が望ましい。

- ③. 上記①の見做し規定について、最初に設定する届出期間が経過した場合に適用するのか、最初の届出期間は住民が自主的に届出するための期間として考え、同期間内に届出がなかった者に対して次の2段目の届出期間を設定してこの期間を経過した場合の適用とすべきかが問題となる。

この問題は、最初の全住民に対して発送する通知書に「住民票読み仮名」も含めた詳細な情報を記載する事務負担が大きいのか、それとも2段階方式にして最初の届出期間で届出をしていない者に限定して「住民票読み仮名」等を通知をすることの方が事務負担が大きいかという点が重要となる。前者は、最初に通知する際に住民基本台帳のデータの何処までの範囲を印字するのかという設置作業で足りるのに対して、後者は、届出があった住民と届出がなかった住民を区別して印字するという作業となり、後者の方の事務作業が大きくなる。

よって、ここでは最初に住民に通知する際に、個々人の「住民票読み仮名」も明記した上で、届出期間が経過した場合に見做し規定が適用されることを通知することとする。

## 2. 氏名の読み仮名を収集し帳票作成を担う機関は何処が良いか。

## ①. 住所地の市区町村

住所地の市区町村は、出生届・婚姻届等の戸籍上の各種届出について対応すると共に、住民の転出・転入による住所地の変動について毎月確認作業を行っている機関であり、住民の氏名及びその読み仮名に対する事務処理能力のスキルが高いものと思われる。但し、今回の制度改正は、本来国の機関が行うべき性質であり、市区町村に対する予算措置が不可欠である。

## ②. 本籍地の市区町村

本籍地と住所地とが一致していない国民は多く存在している。これは、本籍地はそのままにして住所移転を行っているものが多いからであって、その結果、都会を住所地にしているが本籍地は田舎のままである者が多いという状況である。

本籍地の市区町村は、最終的に戸籍簿に記載する役割を負う場所ではあるが、住所地の市区町村と異なり、本籍登録している人数の割には職員の数は少ない自治体も多く、事務処理に大きな支障が生じる可能性があると思われる。

## ③. j-LIS等の国の機関

本件は戸籍制度という国の制度の変更であることより、国の機関が国の予算で実施することが望ましい。担当する国の機関は、事前に、広報を十分行うと共に、「住民票読み仮名」等の情報を取得した上で全国民に対して通知し、返信葉書・マイナーポータル等で情報を収集することとする。j-LIS等の国の機関が帳票作成を担う機関となる場合には、後述「第2. スケジュール案」における住所地の市区町村の作業を代わって行う。

なお、平成27年に、j-LISが、通知カードと共にマイナンバーカード交付申請書を作成し送付する際に、住民基本台帳の氏名・読み仮名の情報を入手し、これらを記載したマイナンバーカード交付申請書を全国民に発信し、j-LIS宛ての返信用封筒を入れて国民の同カードの申請を勧奨したことがある。

## 第2. スケジュール案

氏名の読み仮名の届け出期間を本改正法施行日より6ヶ月間とし、以下、暫定的に住所地の市区町村が帳票作成を担う機関としてスケジュール案を作成する。

①. 政府は、本戸籍法改正の公布日以降、国民に対して、氏名の読み仮名の届出及びその手続について、十分な広報を行う。

②. 本改正法施行日の数日前頃、住所地の市区町村は、当該市区町村の住民に対して、手紙(※1)と共に届出用紙(※2)と返信葉書(※3)を同封して郵送する。

(※1) 手紙には、i) 戸籍法の記載事項として「氏名の読み仮名」を記載することになったことより、住民からの届出が必要となったこと。ii) 届出の方法(返信葉書・届出用紙・《マイナーポータル》)と届出期間は施行日より6ヶ月間となっていること、iii) 届出についての注意事項は△△であること、iv) 届け出期間内に届出がなされなかったときは住民基本台帳等の情報を基に市区町村長が記載することになること等の説明を記載する。

(※2) 届出用紙には、届出日付・本籍地・住所地・氏名・氏名の読み仮名・生年月日・連絡の通知先(住所・メール)の記載欄を設ける。

(※3) 返信葉書(個人情報保護シール付き)には、個々の住民の住民基本台帳記載の読み仮名を記載したうえで、「同読み仮名で良い」「同読み仮名は不正確である。正確な読み仮名は〇〇である」という簡易な届出を認める。なお、返信先は住所地の市区町村とする。(※2の記載事項欄も設ける)

③. 本施行日より、全国の市区町村役場で、氏名の読み仮名の届出の受け付けを開始し、当該届出の情報は、当該住民の住所地の市区町村に送付する。(※4)。

住所地の市区町村は、本施行日より6ヶ月間、届出書や返信葉書の情報を基に、随時住民票上のフリガナを確認・修正する。（マイナーポータルの届出期間は本施行日より4ヶ月間とし、その情報を住所地の市区町村に送る？）

（※4）全国の市区町村で受け付けた読み仮名の届出書は、その都度、住民の住所地の市区町村に送付する。

- ④. 住所地の市区町村は、本施行日より6ヶ月を経過した時点で、届出がなかった者については、事前に通知した「住民票読み仮名」を承認されたものと見做した旨の記載をする。
- ⑤. 上記③④作業が終わった後、住民登録地の市町村は、住民票全件についての本籍欄を基に本籍地の市町村ごとにリストを作成し、戸籍に氏名の読み仮名を付けるよう通知する。
- ⑥. 本籍地の市区町村は、戸籍の附票に住民票コードが附番されることになっていることに鑑み、住民票側にある住民票コードと戸籍の附票に附番した住民票コードを突合キーとして電算的に住民票上のフリガナを戸籍に記載する。（法令の改正や新設が必要ですか？）（※5）

（住民票のフリガナ→住民票コードで突合→戸籍の附票→電算的に戸籍に記載）

（※5）この本籍地の市区町村の氏名の読み方に異議がある場合は、家庭裁判所に対して、氏名の読み仮名の変更申立を行う。

本籍地の市区町村は、同一戸籍内で氏の部分のフリガナが異なるもの等についてエラーリストを出力し、対処する。その際、筆頭者の氏のフリガナに戸籍構成員の全員を合わせる等の決まりがあれば電算的に処理する、決まりがなければ再度氏のフリガナを統一し申出するよう何かの方法で連絡を取る。

- ⑦. 同一戸籍内で氏の部分のフリガナが異なるもの等についてエラーリストが出たものについては、本籍地の市区町村より連絡し、最長本施行日より2年の間、戸籍登録を留保するものとするので、速やかに当事者間での協議や家庭裁判所での氏名の読み仮名の確定等の審判申立等を検討するよう促す。
- ⑧. 本施行日より2年間経過してもエラーリストの氏名の読み仮名について届出がない場合には、本籍地の市区町村は、住民票読み仮名等を参考にして、戸籍に読み仮名を付すこととする。（※6）

（※6）この本籍地の市区町村の氏名の読み方に異議がある場合は、家庭裁判所に対して、氏名の読み仮名の変更申立を行うことにより最終的な決着とする。

以上

# さあ、申請しましょう

この部分です



## 郵便申請

黒のボールペンでいねいにハッキリと記入してください

おもて

個人番号カード交付申請書  
兼 電子証明書発行申請書

〇〇市長宛  
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

番号 花子  
氏名

〇〇県〇〇市△△町◇丁目〇番地▽▽号  
住所

生年月日\* 平成元年3月31日 性別\* 女

【代替文字情報】

電話番号 9876-654-3210 外国人住民の区分\* -

在留期間等満了日の有無\* - 在留期間等満了日\* -

右欄の点字表記を希望する  パンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成...  
左のQRコードを読み取ら交付の申請ができます

うら

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 2015年10月31日

申請者氏名(自署) 番号 花子

●以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書 ※ 不要  
 利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。  
□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

ふりがな	代理人氏名(自署)	印	本人との関係
代理人記載欄	代理人住所	(電話番号:)	

返信用封筒に入れて送ってください

完了!



① 「個人番号カード」と、これに搭載される「電子証明書」の申請が、一枚で行えます。

- ・「個人番号カード」とは  
3、4ページをもらってください。
- ・「電子証明書」とは  
4ページをもらってください。

② もし、記載されている氏名、住所等に誤りや引越などによる変更がある場合には

この申請書は使用できませんので、お住まいの市区町村にご連絡ください。

(同封の宛名台紙に、連絡先電話番号を記載しています。)

③ 「電話番号」を記入してください。

日中つながりやすい電話番号をご記入ください。  
(この件に関してのお問い合わせに限り、活用させていただきます。)

④ (外国人住民の方のみ) もし、記載された内容がお持ちの在留カードの記載内容と異なる場合には

この申請書は使用できませんので、お住まいの市区町村にご連絡ください。

(同封の宛名台紙に、連絡先電話番号を記載しています。)

⑤ 点字が必要な方は、□を黒く塗りつぶしてください。

⑥ 「申請日」を記入してください。

⑦ 申請者本人が署名するか、記名押印してください。

⑧ 顔写真を添付してください。

・右の「顔写真のチェックポイント」をもらってください。

⑨ 電子証明書の発行を希望しない場合には、該当の電子証明書の□を黒く塗りつぶしてください。

- ・「電子証明書」とは  
4ページをもらってください。

### ご注意

電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。

□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

⑩ 15才未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、「代理人記載欄」にご記入ください。

※ 住所地以外の居所にお住まいの被災者やDV等被害者などの方は、居所の市区町村に来庁して申請を行うことにより、個人番号カードの交付を受けることができます。詳しくは、居所又は住所地の市区町村へお問い合わせください。